

○臨床検査技師(衛生検査技師)名簿の訂正と免許証書換え申請手続について

手続概要	臨床検査技師(衛生検査技師)の免許を登録した後、氏名等の変更により登録事項に変更が生じたときは、臨床検査技師(衛生検査技師)名簿の訂正をしなければなりません。その時に申請する手続です。
根拠法令	臨床検査技師等に関する法律施行令第3条・第5条、臨床検査技師等に関する法律施行規則第2条の2・第3条の2
申請方法	【提出先】 申請書類等は、住所地の保健所(一部県については県庁)へ提出してください。 【受付時間】 保健所(一部県については県庁)の業務時間内
その他	【手続対象者】 臨床検査技師(衛生検査技師)名簿登録事項のうち、本籍地都道府県名(外国籍の方については、その国籍)や氏名等が変更になった臨床検査技師(衛生検査技師) 【提出時期】 変更になった日の翌日から30日以内 【手数料(説明)】 登録免許税(収入印紙)は1,000円です。 【相談窓口】 保健所、都道府県衛生主管部局、厚生労働省医政局医事課試験免許室免許登録係